

八雲山「出雲大社」153^{度中}, 154^{の因}, 58分の1(比叡大社) 大黒様の嫁取り
④2777^{雲上から入る}, 2778^{1/2} ⑤2779^{1-2/2} ⑥2780^{7/8}より下までは

コクヨ ケー20 20×20

五分の
「大社」

△八雲山

「出雲」毎分41秒
出雲大社150'

かむひる
神奈備456'

②2759
-4/6
2759P
775

日本社
485'

付根
太股1955'

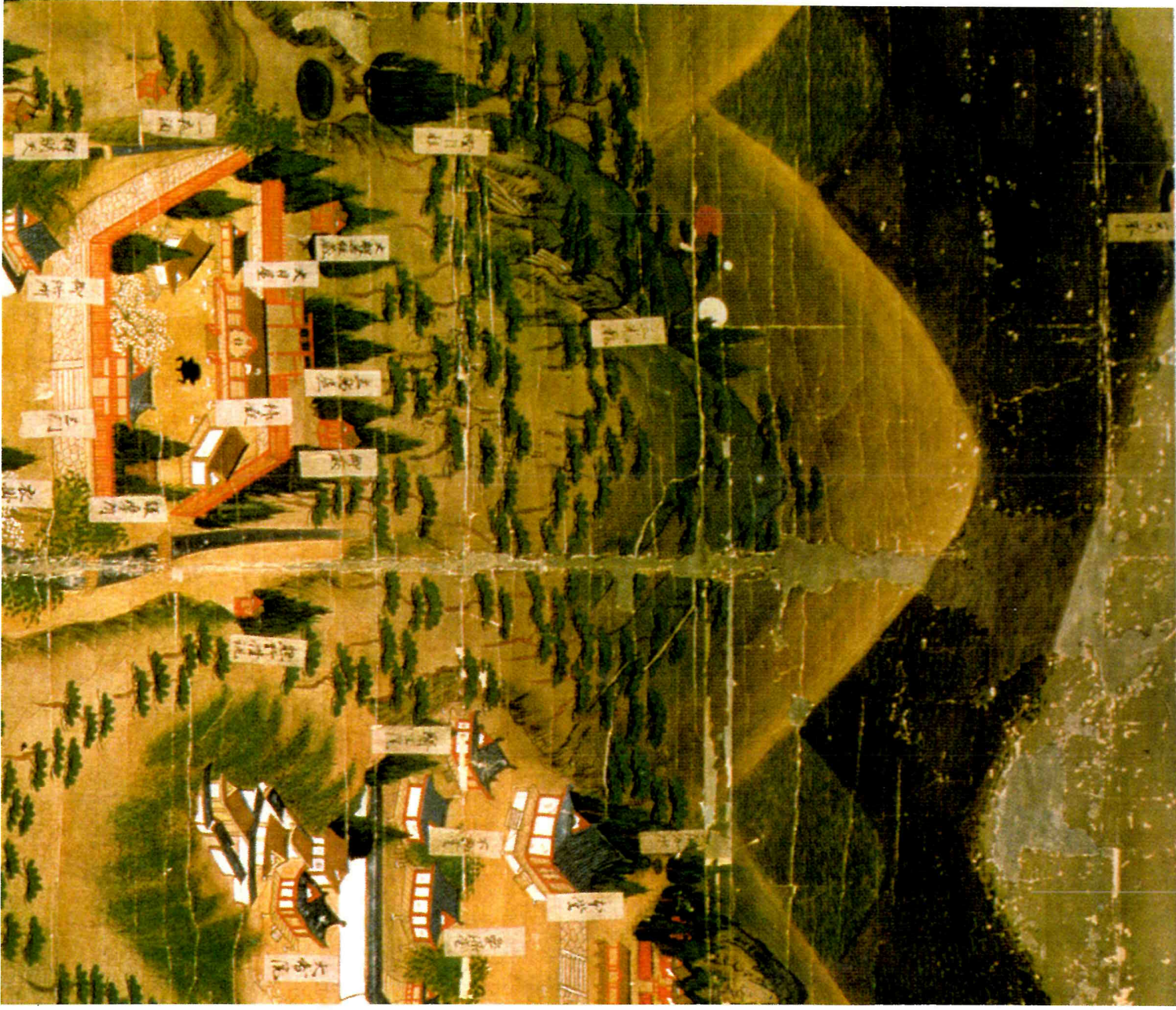
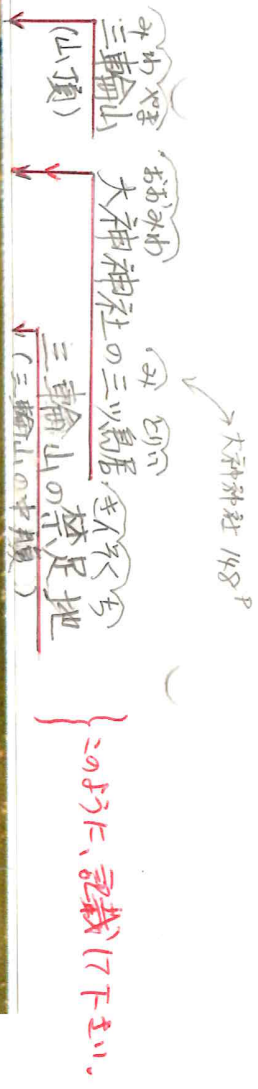
「出雲大社」154'の
鎌倉時代の絵に現ること。

のた
1486'

せる高樓が作られていたのかも知れない。
そこで、
へ大國主命は、母國（旧出雲國、近畿地方）
で造られていた神殿と同じ様な、三十二丈もの
高さの太樓を、―――新たな出雲國の八雲
山の麓の凹所に建立した。✓
のであろう。
●出雲大社一帯の地勢を見ると、北方の山の
中腹に、大男の腹部に相当する八雲山がある。
東西の二方には太股の付根部に相当する低山
性の山塊が張り出してあり、南に開口する平
面凹形となつており、南側の
また、北の八雲山は、正面から望むとい
ゆる神奈備型の如き形状（三角形）を呈し、
大和國のヨヘ形（三輪山）と同じく神
聖な禁足地とされていて、ここに登拝するこ
とは許されていなかった。○「毎日グラフ別冊」
古代史を歩く（2）出雲、四一頁。○出雲大社
千家尊統、学生社、一五〇頁、一五四頁。
五分一（地圖参照）
③大國主命は、大きな袋をかついでい

右頁に大きく掲載

2775P-15L2



1409

第358図

三輪山絵図

(三輪山の絵図)

三輪山の中腹

三輪山の山頂

『出雲大社展 島根県立古代出雲歴史博物館 平成25年4月発行 42p 226頁参照』

大神神社の主祭神大物主神は、大己貴神(大國主神)の和魂であることから、大神神社と

出雲大社との間には深い関連性があったように見受けられる。

コピー

同一図 2775^P-44 (11,518^P-6/6)

2775^P-3/4

・カラー

・大きく掲載して

下さい。

(左頁の上半分)



出雲大社 千巻
151頁にも写真・解説あり

①1,517^P-6/6

コピー (7下さい)

(写真図版 239 と同一) 1409

写真図版 473

1309

出雲大社の背後にそびえる八雲山

『出雲大社』神社紀行(1) 学習研究社、2002年11月7日発行、17頁参照

1209

八雲山は、大和国の三輪山と同じく禁足地とされている。

・あるいはその昔、八雲山の山頂から黒煙が立ち上っていたのかも知れない。

668^P

改行

こ

記(里)58^p

考え次第12頁

2,775^p-4/4

次頁から

る姿で表現されること

が多い

＊なお下

口袋

と日ふぐり口陰囊)とは同意語であるという

「広辞苑」へふぐり参照

・いつしか、陽物神と見なされるようになった

た大國主命は、

大きな袋をかついでいる姿が似つかわり

い

と考えられようになり、後代に編纂された

古事記に、

「大穴牟遲神(大國主神)に袋を負せ、從

者

みゆ

率往きき(連れっていった)

と記述されたのであろう、と思われ。

*

411.2.15(四)

「わが顔」

子·見 = 小

① 2794^P - $\frac{3}{4}$

「米と水子 前夜8時」

⑥ $2779^{\circ} - 1\frac{1}{2}$

2. 2.
3. 1. 18 日 7 月 11.

大星元 1334^p

前頁


 恐らくい
 まえ大きな袋を

へ縁ふちの丸い頭巾をかぶり、二つの米俵こめだわらを踏ふ
槌つち（子槌）をお振りになると、立派りっぱな子こが生う

まゆる ✓
 という考え方が生じ、
 大黒様
 とーて慕われようになっただろう
 尚、子と小と

は同源であろう。という。(「広辞苑」今参照)
 若い男女は、この出雲大社に詣り、良縁を

祈
子

とある、

~~27~~
27⁴

かくれごと
へ幽事のみをつかさどるはずであつた出雲
大社は、^{もも}ローロー^{もも}いつの間にか、男女の縁結ひ
のこま^{もも}とまて^{もも}つかさどるようになった✓

と、いうことなのであろう。と推測される。(左)

2.776^P-2/2

2766^P-2/3 図

こと

*

また、非常に興味深いことに、
へ古図「金輪造堂図」(出雲大社本殿の柱
部分の横断面図)の九本の柱の外側の八本は
正方形でなく、やや丸みを帯びた輪郭
を形成してゐる。
といえよう。(第349図参照)
* 陰茎の断面形状を認識して、九本の柱をこ
のような配置に立てたのではなからうか。

片削 421^ル あまの 天雲 57^ル 天雲 2777^ル
 片削 421^ル あまの 天雲 57^ル 天雲 2777^ル
 落すこ 天の雲

雲間 646^ル 雲の切の間 2764^ル 2790^ル 未
 雲間 646^ル 雲の切の間 2764^ル 2790^ル 未

五三須参照
 寂蓮法師の目には、出雲大社の神殿の片削

とある(「出雲大社」千家尊統、学生社、一
 雲にわけ入る ちぎのかたそぎ
 やはらぐる 光や空に みちぬらむ
 出雲大社に詣でて見侍りければ、天雲たな
 引く山のなかばまで、かたそぎのみえける
 なむ、此の世の事とも覚えざりける
 の歌僧、俗名藤原定長「一ニ〇二」は「
 上」であつて、雲間に聳えていたという
 出雲大社に詣でた寂蓮法師(鎌倉時代初期
 の歌僧、俗名藤原定長「一ニ〇二」は「

先(に)述べたが、中古(平安時代を中
 とする時期)の頃の出雲大社の神殿は、正殿
 式(高き十丈と七丈)だつた。
 初期の頃にもまだ、御本殿は正殿式(七丈以
 上)であつて、平安時代に引き続いて、鎌倉時代

きの千木か、天雲（天の雲）たな引く山
のなかばの高土あたりにみえた。
ここに、寂蓮法師は、あるいは次のような
意味を込めて歌ったのかも知れない。
「心やわらぐ光か、天空いつばいに瑞ちて
長大な神殿（男神）か、棚引いている雲と雲との
間の割れめへ分け入って、いるように見える」
・もうもそうなら、なんともおおらかな歌を
作ったものではある。
・寂蓮法師は、雲を衝く神殿の様子に興味が覚えたのだろうか。
■それにしても、こんなにも高かったから
なのであろう。設置面積に比して
「往古の出雲大社の御本殿は、たびたび顛倒した
と言ひ伝えられている」
■記録の上からみても、平安時代中期の長元
四年（一〇三二）八月には、風もないのに神
殿が震動して、柱材が中より倒れ伏したとい
う。
「柱が中より倒れた」ということは、柱が非常
に高かったことが分かる。
ということを示す証拠である。

雨雲でない。
みえける

小林231P
縁広249 縁束254
縁側=縁250

出雲大社154 2769-1/3
2.778-2/3

出雲大社148 154 2792
鎌倉時代149 1192年~1333年(141年)
出雲大社154 1282年
倒壊1561 1192年~1333年まで

おり柱頂上の殿舎主要部が

かの

形態

柱から持ち出されて空中に浮ぶような姿と
の外まわりにつけた縁側は、神殿の九本の
柱の垂直な柱が無く、
縁側と大地をつなぐ
回廊(建物)

今日の大社神殿に見られるような縁側は、
平安時代末期の建久元年(一一九〇)造
替、古絵図と考証されている。(第352回参道)
に見える正殿式(大工)の大社神殿には、
縁束は

は、平安時代末期の建久元年(一一九〇)造
替、古絵図と考証されている。(第352回参道)
に見える正殿式(大工)の大社神殿には、
縁束は

大空へ向かってそそり立つ三十二丈、あるいは
十六丈もある神殿を作りつづけたとかうか
がえる。
さて、千家国造家が蔵する出雲大社近郷古絵図
は、平安時代末期の建久元年(一一九〇)造
替、古絵図と考証されている。(第352回参道)
に見える正殿式(大工)の大社神殿には、
縁束は

そ、以前の出雲大社の神殿が、建築面積の割
りに、いかに高かったかを推測できる。
ともあれ、幾度倒壊してもそのたび毎に、
大空へ向かってそそり立つ三十二丈、あるいは
十六丈もある神殿を作りつづけたとかうか
がえる。
さて、千家国造家が蔵する出雲大社近郷古絵図
は、平安時代末期の建久元年(一一九〇)造
替、古絵図と考証されている。(第352回参道)
に見える正殿式(大工)の大社神殿には、
縁束は

そ、以前の出雲大社の神殿が、建築面積の割
りに、いかに高かったかを推測できる。
ともあれ、幾度倒壊してもそのたび毎に、
大空へ向かってそそり立つ三十二丈、あるいは
十六丈もある神殿を作りつづけたとかうか
がえる。
さて、千家国造家が蔵する出雲大社近郷古絵図
は、平安時代末期の建久元年(一一九〇)造
替、古絵図と考証されている。(第352回参道)
に見える正殿式(大工)の大社神殿には、
縁束は

あろう

この床の高い神殿

つまり、出雲大社創建当初の頃の形状は、

陽物日猿田彦神を思わせるものだったのであ

ろう。(第四章へ陽物神大黒様の神殿の項冒頭ありて既述

。しかし後年、故あって、出雲大社御本殿の

屋根の上に、千木や堅魚木を取り付けけるよう

になった(後述)

と観察される。

*

因みに、高樓の数例をあげてみよう。

①鳥取県米子市稲吉角田遺跡出土の土器には

高い柱をもつ建物(神殿か)が描かれており、

屋根の下端部から斜めに下る階段状のものが

示されている。(写真図版474参照)

②奈良県田原本町清水風遺跡からも高樓を

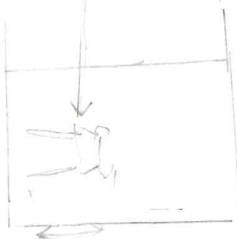
描いた土器が見い出された。(写真図版475参照)

③吉備大臣入唐絵巻には、ほぼ垂直の階

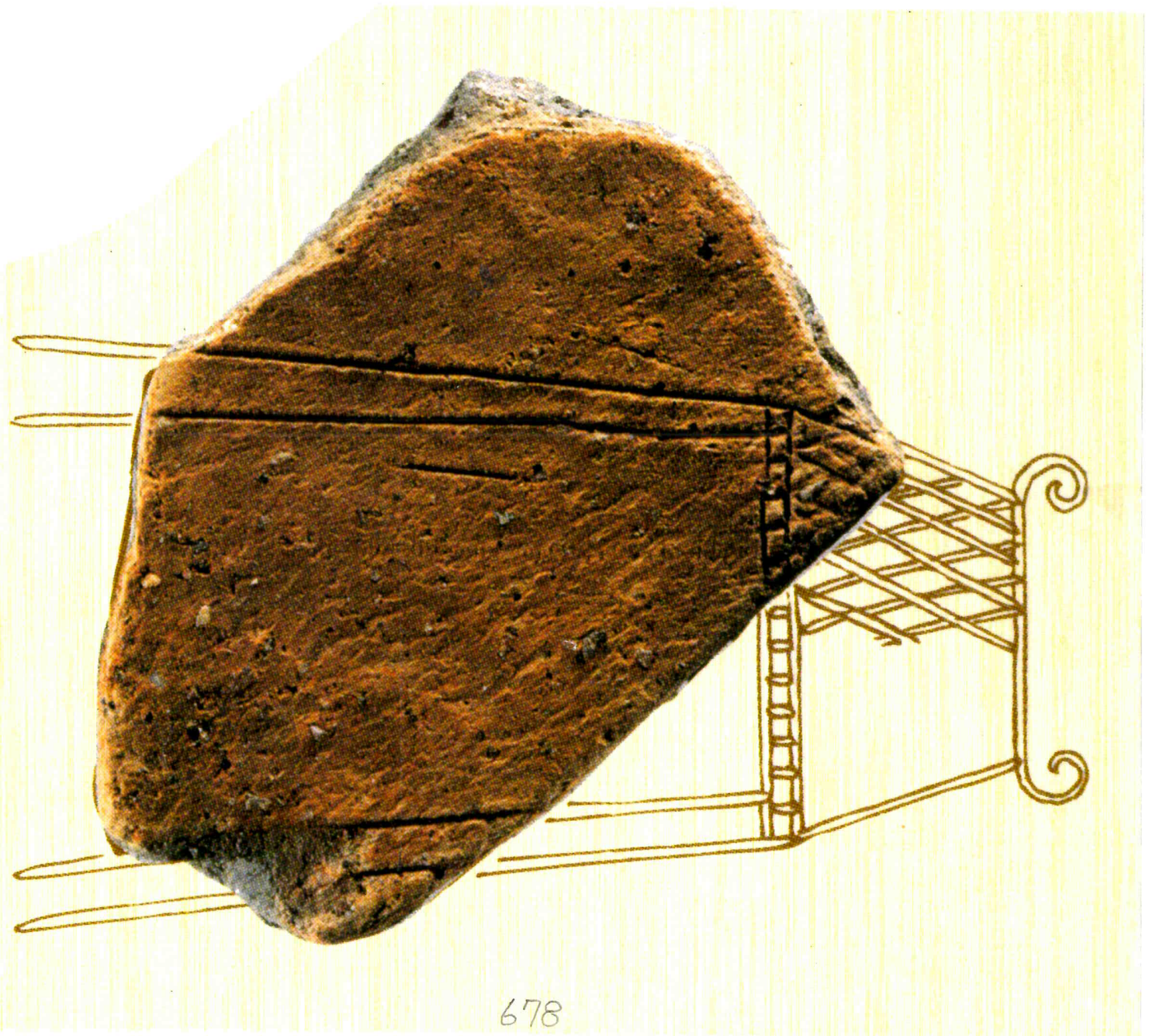
段が写實的に描出されている。(第359図参照)

確証は無いが、

・カラ一
・右頁下半分、ヤサハシめ



2,779^p - 3/8



678

1404

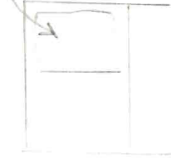
1304 写真図版 475

こうろう 高楼 (清水風遺跡第2次)

『弥生絵画』奈良県田原町教育委員会、2006年3月30日発行、5頁参照

カラー

左頁上半分に
掲載下



きりぬけ
を唐土に
いっそう広める
ことになった

1424 第359回 『吉備大臣入唐絵巻』 [吉備真備の入唐説話を題材にした絵巻] (原品ボストン美術館蔵)

1224 真備の才芸におそれなした唐人が、彼を楼閣上に閉じ込め、『文選』の読解や囲碁の勝負を挑んだが、真備はそれを命綱無でこの急な階段を登るのは危険だ

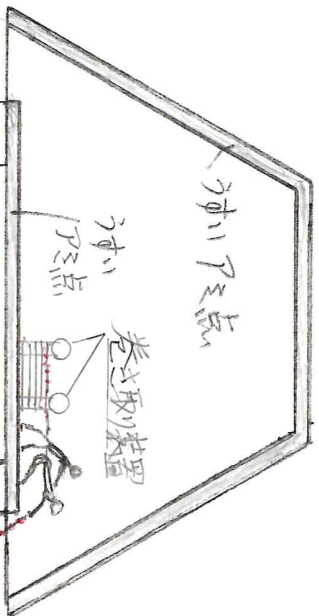
13 岡山県の歴史 藤井学 山川出版社 2000年6月5日発行 口絵の4頁参照

679P

・トーマス17Fさび。

・彩色紙

・すこ太めの線にする。



「引きあげやすいように」

長い綱を、180結びに

したのであらう。(紮)

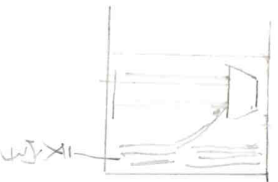
← 等間隔に、小点を打て下さい。

← 糸に150個の
千尋の模様を
打て、結んで
180cmに
仕む

680

2,779P 5/8

右頁、左空へ上へにまたがって掲載。



きれいな曲線に
しておいて下さい。

1404 第360回 出雲大社創建ころの高楼想像図

1204 鳥取県米子市稲吉角田遺跡出土の絵画土器 (写真図版 474) 参照

① 2,779P 5/8

頁の上段
右に横
掲載
したい。

・明3<17
おひ下21

2,779⁷/₈
~~5,778⁴/₅~~ 同国東



(像高 68.8 cm)

1409
1399
写真図版 476 大國主大神木像 (奈良県大神神社所蔵)

出雲大社展 山根県立古代出雲歴史博物館 平成25年4月発行 134、253頁参照
大國様の帽子の形状が写真図版474の屋根の形とよく似ている。

いんち
岩板部柱 2165²/₃ 19斤
2178³/₃ 22斤

H30(2018)7.12(休)~7.13(4回) 4/3.8.27
令和元(2019)7.20(休)~7.21(4回) 32才
32才と記さぬ。

2,779^P-8/8

2,720^P-1/3

2,767^P-3/3 末3行

2,778^P-3/3 末 2,778^P-3/3

下1/2

へ上古の三十二丈の高さの神殿には、
長大な口キガハシ(階段)を
降りて、人々は、その階段を昇り
という印象を受ける。(第360回 図参照)
先に述べたとおり、高皇産靈尊(天神天皇
の別名か)は、大己貴神に勅し、
「お前が(宮殿内から)海に往き来して、
ぶための道具として、高橋(高い橋、または
高いはしご)と、浮橋(水上に浮かぶ橋)と
天鳥船(速い船)を造ってやろう。云々」
と仰せられたという。(第四十五章へ出雲国
の国替えの項において既述)
この物語では、
へ尋常ならざる高さの神殿の御扉口に設けら
れた、
高橋(高いはしご)とも呼んだのである
と考えてみたい。

出雲大社の

④ 4442- $\frac{2}{2}$

紀(星) 65°
紀上 150°

为三

おうとう
王統 小林 玄 268'
640' 帝王の血統

$511 \text{ m} \rightarrow 2566^{\circ} - \frac{1}{2}$
 $74 \text{ m} \rightarrow 2568^{\circ} - \frac{3}{2}$
 $2,780^{\circ}$

$\textcircled{A} 2575^{\circ} - \frac{3}{2}$
 $2789^{\circ} - \frac{3}{2}$

出雲大社の変遷

概略の

出雲大社創建後の歴史を
想像

を交えて見てみることにしよう。

神朝末頃（おほくにぬいのころ）
 宇迦の山の麓に（おもと）
 出雲大社を（ちよ）

建立した大國主命、およびその子孫達は、新

たな出雲国(山陰地方の出雲国)の口主かし(王)

者)と なたの ~~した~~ ^{さだ} であらう。

おういけいよう
だんせつ
たか
や
か
て
、
い
つ
か
定
か
で
な
い
か
、
出
雲
国

の王位継承は断絶してしまっ
たようだ

大國主命の後継者擁立の際に、何等かの支

障があつたのか、それとも他の理由があつた

のか、など
と
い
た
詳細
に
つ
いて
は
分
ら
な
い

か
な
ら
、
す
で
に
第
四
十
三
章
へ
宗
像
神
社
の

神官の頃において述べたとおり下

「宗像神社の神宮」

胸形君は、
大國主命の

子孫で
ある

とす水は、
大國主命に男の子があり、

その血筋が遙かな後代にまでも保たれていつ

た	、	と	い	え	よ	う	で
---	---	---	---	---	---	---	---

① かしら、

へ大國主命の血を引く者が居たにも拘らず、

比較にならない
2720-3/3

2.781-2/2

こと

家尊統、学生社、一三二頁参照

■なお、倭国の朝廷が再び大国主命に出

雲国を譲らせただと一たら、

へ記・紀は、二度にわたる日出雲国の国譲

りの事実を、一一つにまとめて記述し

ている✓

ということになる

米

察するところ、

(1)倭国は、母国（近畿地方にあった出雲国）

が強大な富と力を持ち過ぎて手におえなくなる

のを恐れ、かつてのあの母国とは較

べようもないほど小さな山と島一か

ない僻隅の地（山陰地方の出雲国）を代替地

として大国主命に与えた

(2)一方、倭国の支配者達は、中国地方・近畿

地方をも自らの領土として支配することによ

領有地と

（キクはその嫡子）

つて、一層の国力の強化を図ろうとした。
と想像される。

いかにも何と

母国（旧出雲国、近畿地方）に国譲りを

迫り、さらに新出雲国（山陰地方）から大

主命の子孫を排斥した後においてさえ、

倭人達にとつては、なお憂慮するところ

があつたのかも知れない。

天穂日命の子孫が、出雲国新たに

造を、襲撃し、いりゆる襲名）するときは

はるばる都へ出向いて朝廷から任命される手続きを必要

としたといひ、その儀式は極めて手厚く（厳

重で）更にその上、別に神祇官で、員幸物

を賜わることが例であつた。

員幸物とは、朝廷が出雲の神からの幸

を得べく期待して、給うところの表の物のこ

とであり、こういう慣わしは、出雲国造のほかに

その例を見なかつた。

出雲大社、千家尊統、学生社、三〇九頁、三三
七、八頁参照

2,782P 2/2

本「神賀」供物

電「入朝」朝廷に参内すること

こののち下 出雲国へ還りて 厳重な一年の潔
齋（物忌）をおえらると、
ふたたび朝廷に参内し、
①玉、十六枚、金銀装束の横刀一口、鏡一面、
倭文（倭文織）二端、白鶴（白鳥）の馬一足、
白鶴（白鳥）二翼、御贄（供物）五十俵の
②神賀詞（神壽詞）を奏上する。特に
*神賀詞の詞章はいまも伝わっており、特に
出雲国造がたてまつるものであるところか
ら、これを「出雲国造神賀詞」と呼ぶ。
（大極殿や二説に紫宸殿）
朝廷では、その奏上にあたり百官とごとき
く、潔斎して参列し、天皇は大安殿に出御して親
しく、これを聞かされ、式が終つて出雲国
造を始め随伴の祝部等にいたるまで、位階を
のぼせ、あるいは新しく位階を授け、物を賜
わつた。し
という。下へ「出雲大社」千家尊統、下学生社で
二〇九頁「二二七」二三日頁「下広辞苑」へ「神壽
詞」参照）

出雲口を特異的に警戒していたこと、
凡記1231225 凡記247 ①1467-1/2 2,783^P-1/4
凡記2270^P3210^P 無得支理店2161^P ②

2786 注册される日 3/5 1759
慣例 509^P 見返 2105^P 2486-1/2

② 2781^P-1/2 1259
「察するところ」

● 倭国の朝廷は、国を譲らせ片隅へ追いやり、更に出雲国へ封じて、さらには負率物を賜与してその見返りを強要し、力の弱体化を図り続け、たのであろう。

● その仕来りか、遙かな後世にまでも、延延と踏襲されていったのではなからうか。

● 新出雲国造は、前国造と変わらぬ忠誠を誓ったものと思われる。

● また、出雲国風土記を讀んで気が付くのは、常陸国・播磨国・豊後国・肥前国風土記などの記述と比べてみると、

● へ日出雲国風土記にのみ、国府や郡家から各方向の堺までの距離が、極めて詳細に述べられていゝ。

● 克明

● というのである。(第二十章八堺までの距離・堺からの距離参照)

● すなわち、出雲国の軍事上の極秘事項が、あけすけに語られていゝ、といえよう。

● 恐らく、時の朝廷は、日出雲国を格別に警戒していたのであろう。

● あえていえば、

「たばかりか」

おぐけ小鉢
興付 278

風土記 23頁

2,783^P-3/4

詳述

ちりえ 地理 1464
骨抜き 2047
第録 20頁 278 詳細 2783-4/4

へ我が国の支配者達は、日出雲国を骨抜きにしようと考へ、出雲国の要職にある者達に命じ、無理やり、地理の委細にわたって詳録させたのであらう。

と想像される。

■因みに、例をあげると、

①日出雲国風土記に、意宇郡条の末尾には、意宇郡に關する記載の筆録者と、連帶責任者の署名が次のように記されている。

郡司 主帳

無任 海臣

無任 出雲臣

勲十二等

出雲臣

主政 外少初位上 勲十二等

擬主政 無任 出雲臣

・そして、意宇郡条以下の各郡条の末尾にも

同様の記述がみられる。

②さらに、日出雲国風土記の最末尾には、

出雲国風土記全巻の奥付として、次のように

記されている。

7 天平五年（聖武朝の七三三年）二月卅日

4エックした

2,783¹ - 3/4

14726

天つき
改行

注
2行においた

凡士に255¹座2
4

勘へ造る（筆録編纂する意であり、各郡毎に
筆録した記事を総括整理して一書にまとめた
ことをいう）。

秋鹿の郡の人、神宅臣全太理
上、造を本官とし、郡大領を兼任する（外正六位
上、勳十二等）。

出雲臣廣嶋は、
さうに参考次に述べると、ここに記されて
いる。出雲臣廣嶋は、次のように説
示されている。

出雲臣廣嶋は、
出雲国計会帳（正倉院文書）に国造以下全
同じ署名が見える。統日本紀には神龜元年正
月（外従七位下）、新任時の行事として朝廷
に神賀辞を奏上したことが見え、神龜三年従
六位上、天平十年に外正六位上より従五位下
を授けられ、なお出雲国造とある。
という。へ「風土記」日本古典文学大系、岩
波書店、二五五頁、注八参照）。

このように、筆録者や責任者の名を明らかに

まふう 546' 削ぐ 1300' 気風 あり地域の 気質

2,783' - 4/4

ことま 事細か 815'

庫らぬた例は、出雲国風土記以外の各風土記
には見られない。

なるほどいうまでもなく、出雲国風の
地理の詳細について、朝廷は以前からよく
していたであろう。

ーかし、

へ日本国の朝廷の命令によって、
強制的に軍事上の重要事項を事細かに詳し
書かされ、そして風土記に載せられ、公
なものとした。

ということは、従来通りの独自性を望む者達
の意気も、心理的にい分削いだに違いない。

ともあれ、

へ出雲国風土記には、出雲国の人々
に大きな圧迫感を与え、
出雲国の内に漂う独立独歩の気風を押し込む
為に詳述されたのであろう。

と想察される。

米

修理 天日隅宮 紀上150° 記(皇)149°末 鈴木三雄 神代物語106° 2,784^{P-1/2} 勝年 乙432° 紀上267° 重仁 守むつ別正 凡上記 442° 記(皇)149° 重仁 出雲大社 147°

の御舎の如く修理いたもうならば、御子は必
 お聞きになつたや
 日私の宮(天日隅宮、出雲大社)を天皇
 ある晩、天皇は夢の中で神の声を
 でになつていたか、いやべれなかつた。
 十歳となつていて、八掬鬚鬚をたくわえるま
 と、と解れてみた。 (第一表参照)
 大略、次のように記されてゐる。
 「天皇には、啞の本牟智和氣(誉津別王)
 という御子があつた。誉津別王は、すでに三
 朝の御世の事柄について述べたものなのであ
 う。
 この物語において、はなはだ勝年なことはあるが、
 へたの記事は、重仁朝に相当する、欽明
 三年条においてである。
 神話伝承について、出雲大社に關する記
 事が登場するのは、重仁(記)重仁(紀)二十

記(星)240^P

千木 堅魚木 出雲大社の頃の事

⑤2753^P

2.785^P-1/2

記(星)240^P 152^P (きった)

記(星)149^P

記(星)149^P 末

■ところで、垂仁記には、天皇の夢に現れた
神が、

「わが宮を天皇の御舎のごと修理ひたまは
ば、御子、必ず真事とはむ(物を言うであろ

うし」
と覺されたと記されている。

■では、原初の形状が踏襲されてきたと思わ
れる天日隅宮(当初の出雲大社)は、一体、

どんなぐあいに天皇の御舎の如く修理され
たとというのだろうか。

・いうまでもなく、
へ千木・堅魚木をいたたりた三十二丈の高

さの出雲大社の御本殿を、——この時、天
皇の御舎の如く低くした。

というわけではあるまい。
・恐らく、
変更せず、——上端部の

へ長大な九本の柱の高さは、神殿のみを、天皇
の御舎のように作り替え、千木や堅魚木を

取り付けた、という意味なのであろう。

と、定かならないものの、から想像される。
なお、
天皇の御舎といえは、雄略記の

2,785^p 2/2

こと

有名な記事が思い起される。

雄略天皇が、日下へ大阪府東大阪市日下町付近の山の上に登って、国内を遠望されたとき、堅魚木を上げて倉屋を作った家が目に

にとまった。

それは、志幾(大阪府柏原市付近)の大県主の家であった。

雄略天皇は、
奴や、おのが家を、天皇の御舎に似せて

造りおるわ

と仰せられ、ただちに人を遣わし、その家を

焼いてしまおうとされた

という(既述)

つまり、

天皇の御舎の象徴というべきもの

は堅魚木であった

ということが分る。

ともあれ、この物語において、

へ(垂仁朝に相当する)欽明朝以降、

出雲大社形式は大きく変わり、三十二丈もある高さ

神殿の

の棟

強要 由 2783¹ - 1/4 399

→ H4.5.17 (日) ④

由 2784¹ - 1/2 599

事情

2,786¹ - 1/5

・にこの、このように

記(本)260¹ 1枚

記(原)150¹ 619¹ 記(原)165¹ 150¹ 561.9 280¹ 神の宮 記(原)152¹

→ ④ 棟木 記(原)240¹ 注12

→ ④ 棟木 記(原)240¹ 注12

木の上に、千木と堅魚木とが取り付けられた
のだろう✓

と考えてみたい。

なお、古事記には

爾崇、出雲大神に御心。云々

（本年智和氣か啞として生まれた）その

崇は、出雲大神（大國主命）の御心であ

と記されている。

すなわち、天皇の夢を占つてみたら、何と、

皇子は出雲大神の曰崇によつて、啞

と生れた、というのである。

その小では、どうしたわけで、

へ出雲大神（大國主命）は、天皇に曰崇

をもたらし、皇子を啞として生れさせた✓

というのだろうか。

この曰崇という言葉某の裏に重苦し

い微妙な心の翳があるように思われる。

大倭国の貴族達は、母国（旧出雲国）

に國譲りを強要し、さらに新たな出雲国の

無理やり承諾させ

はくたつ
利得^p 争奪^{お・ゆ} 元^え 負債²⁶²^(ニ) かりてはあうか
はかい(うばう)と だうにか板¹⁷⁹
全^全 この¹⁷⁵

祭神 さいじん

● 当時の人々は、
はなからうか、直感的にそう思い、
そこで、出雲大神を拝し、御子の口がきけ
るようになった時、

人朝廷は、出雲大社を天皇の御舎みあらかのように

造って、大國主命の靈を鎮めようとした✓
というところなのであうかと推察される。

素^す々^さ鳴^な禽^{きん}はか
つて倭¹³⁵国^{6m}の王^{おう}だ
ったのだから

する
 出雲大社を
 天皇の御舎の
 ように作り替

え
て
も
^さ
差
ー
支^あ
え
あ
る
ま
い
L
荒筋 L 第一編

素々鳴迫放 参照

なんと

「欽明朝」の丁度その頃、八幡

神が出現された。

日 神皇正統記に（応神条）に、

「（応神天皇、つまり八幡神は）欽明天皇

の御代に始て神とあらはれて、筑紫の肥後国

菱形の池と云所にあらはれ給へ、わが人は人皇

十六代譽田の八幡丸なり」との給き。譽田

はもとの御名、八幡は垂迹の號（也）。後に

豊前の国宇佐の宮に「づまり給へ」かは、云

々

とある。（後述）

・そして、八幡大神の御蹟現の不思議を起し

たのか、日 大神比義に（宇佐神宮の祠

職・大神氏の祖）であつた。

ここに注目されるのは、

八宗像神社の神官・胸形君「および

宇佐神宮の祠職・大神氏は「トローロー」大

主命（別名、大己貴命）の子孫だ」

2784
-1/2 89

53020/136 宇佐島 永神394 大正 取り立つ 1628 ④4987に詳述 ②2784 ④2568 ④2780 ④2568 ④4987 ④3435
 394 6世孫 136 ③3366 ②2784 ④2568 ④4987 ④3435

新撰

といふことである。
 ① 姓氏録、河内神別記に、
 「宗形君、大国主命六世孫吾田片隅命之後也」
 ② 同右京神別記に、
 「宗像朝臣、大神朝臣同祖、吾田片隅命之後也」
 とある。(第四十三章 宗像神社の神官) の
 項において既述)
 後国の朝廷は、大国主命の霊を慰める為
 出雲大社の神殿を天皇の御舎のように造り替
 えただけでなく、一応神朝晩年(四世紀末)
 頃の大國主命 ↑ ↑ ↑ ↑ ↑ の血筋を
 引く「胸形君」(宗像神社の神官・胸形氏の
 祖) 及び「大神比義」(宇佐神宮の祠職・大
 神氏の祖) を取り立てたのであろう、と想像
 される。
 この物語では、
 へ欽明天皇の御代に、胸形君は豊前国宇佐
 の三女神に仕えることとなり、一方、大神
 氏は肥後国菱形の地と云う所にあられ給う

と
20頁
19頁

2,786^p-5/5

3366^p

紀上106481^p
4982-1/2 4980^p

た八幡大神に仕えるようになったのであろう

ホトトギス^{むなかつらさみ}して随分後^{さいぶんのち}多くの年を経て

胸形君は三女神を奉戴^{ほうたい}して筑前国

豊前国宇佐へ遷^{うつす}った

と考えてゆきたい。

第十六章^{第十六章}宇佐嶋へ八幡

神^{かみ}宇佐嶋の三

女神、宗像の地へ降臨^{きやうりん}の項等においで

ただ、予め述べると、その経緯は双方と

かなり込み入っているように見受けられ

る

★

コクヨ ケー20 20X20

4442
同又

紀下333 658 8オ
651 1
7 7 2,787^P

紀下368 3行 紀下331 注39 蘇我
紀下333 紀下270 紀下340 新
紀下367 中大兄 紀下266 生雲大社 147
②2788-1/2 新

つぎに出雲大社造營の記事として、
紀五年（六五九）是歳条に見えるところの、
「是歳、出雲国造に命せて、神の宮を修葺
はしむ」
かあげらるる。
中大兄皇子と蘇我倉山田石川麻呂の娘の
遠智娘との間の子として生れた建王が、啞で
語うことなく（齊明四年に）死んだので、
祖母の齊明天皇は、
年かて啞の子に靈験を示されたと伝える出雲
大社を修理されたのであろうか。
白雉二年（六五一）に生れた建王は、齊明
天皇四年（六五八）五月、年八歳で薨じた。
建王が亡くなって五ヶ月後の齊明四年十月
紀温湯へ行幸された時、
皇孫建王のことを憶でて、
「た」というで（追って詳述）
山越えて海渡るとも
今城の中は忘らゆまじ
このように山を越え海を渡り面白い旅を

紀下340^末 紀下336[↓]

出雲大社147^宇 宇給下191^宇
②2790^宇 2,788^宇 - 1/2

同 ④4442^宇

紀下333^注 36

トル

ても、建王のいたあの今城の中いまき うちのことは忘れみないでしよう

■水門みなとの潮うしほのくたり 海うみくたり

後うしろも暗くに置おきてか行ゆかむ

水門みなとの潮うしほの激流うねの中なを、舟ふねで紀州きしゅうへくだ

つて行くか、建王たけののみこのことを暗くい気持きもちで後に残のこ

て行くことであらうか

■愛うつくしき 吾あが若わかき子こを 置おきてか行ゆかむ

ハかわい私わたしの幼こい子こを、後に残のこして行く

ことであらうか

と口くちずさまれたのだった。

ここに斉明天皇はたのおほみかは、秦大蔵造はたのおほくらのみやつこ萬里まにに詔みことわりし

て、

「この歌を後に伝えて、世よに忘れわさせない

ようになりたい

といわれた。

■そして、翌五年みづみ（六五九）一月三日に紀温きのぬ

湯ゆからかえお歸かえりになつた斉明天皇さいめいてんわうは、

是この歳とし、出雲国造いづものくにのみやつこに命めいじて、神かみの宮みやを修造しゅうぞうさ

れたのだった。

（出雲大社）

→ H4.5.18(月)⑥

2.788^P- $\frac{3}{2}$

大抵は幽界をつかさどる



なお、もしかいたら、

「あの世（幽界）では、建王が言葉を喋れる

ようであってほしい

との願いが込められていたのかも知れない。

*

⑦2764-2/2 末

のつと 元
則る 1746P

いらい 元
爾来 1129P

神代の制
⑦2764-2/2
2,789P

4本 聖木をつけたるとも指すのであろう
日本社年 485

日本社年 485 ちかた 報 17
⑦2777
平中朝にさるまで 20 159

ゆきよう
縮小 元 1059

では、出雲大社の御本殿の高さが三十二丈から十六丈へと縮小されたのは、いつだったのであろうか。

言うまでもなく、断言は出来ないが、創建以後三十二丈の制が用いられ、斉明五年以降平安朝まで十六丈の制が踏襲されていったのかも知れない。

（六五九）

・日本社寺大観 神社篇、名著刊行会 出雲大社の沿革の項に、こう述べられている。

「垂仁天皇の御宇、当社を宮殿の如く改造せしめ給ふ。造宮の制はなほ神代の制を用ひ」と云ふ。其後、斉明天皇五年、出雲国造に命に宮殿を修理せしめ、初めて神代の制を改めて正殿式を定めらる。爾来歷朝其制を踏襲せられ、後世更に仮殿式を用ひ、正殿式の制に則らざるに至り、高さ七丈以上を正殿式、以下を仮殿式といふ。

とある。

神代の制 正殿式 仮殿式

を、高さの違ひと解釈す。

「出雲大社」
149

④2764²/₂ ⑤2777^{冒頭}
H4.5.28(中) ⑥
H11.2.20 ± 上 ⑦2764²/₂
前頁 75 ⑧2769²/₅
平安朝 2,790^P

「参考されているようにある。」
⑨2788^P ⑩2764²/₂

① 神代の制^{せい}とは、三十二丈、
② 正殿式^{せいでんしき}の制^{せい}とは、十六丈以下、七丈以上
③ 仮殿式^{かりでんしき}の制^{せい}とは、正殿式の略式^{りやくしき}であつ
て、七丈未満、
の神殿^{しんでん}のことであらう、と考^{かん}えてみた^い。(既述^{きじつ})
なお、斉明五年一月三日に紀^きの瑞^{みづ}からお帰^{かえ}
りになつた天皇は、是^{こゝ}の歳^{とし}出雲国造^{いづものくにのみやつこ}に命^{めい}じて
神^{かみ}の宮^{みや}を修造^{しゅうぞう}されたと^いうのだから、
ただただ高く聳^{たか}える三十二丈もの神代^{しんだい}の制^{せい}を
改^{あらた}め下^{くだ}今はてき建王^{けんわう}の爲^{ため}正殿式^{せいでんしき}と呼^よばれ
るに^いふさわり^いの様式^{ようしき}の整^{ととの}つた三^{さん}重^{じゆう}玉垣^{たまがき}を
備^{そな}えた出雲大社^{いづもたいしや}に修造^{しゅうぞう}されたのかも知^しれ
ない。第^{だい}四^し回^{かい}他参考^{たさんこう}
そして、この正殿式^{せいでんしき}(十六丈の御本殿^{ごほんでん}およ
び玉垣^{たまがき}を持つ出雲大社^{いづもたいしや})は、平安朝^{へいあん}に至^{いた}るま
で^い変^かることなく踏襲^{とうしゆ}されて^いつたのであ^らう
と想察^{そうさつ}される。
米
中^{ちゆう}古^こへ平安時代^{へいあんじだい}を中^{ちゆう}心^{しん}とする時期^{じき}(の頃^{ころ}の
出雲大社^{いづもたいしや}の神殿^{しんでん}は、
上古^{じやうこ}の三十二丈^{さんじにじゆう}
の半分^{はんぶん}、十六丈の高さの正殿式^{せいでんしき}であつ

→ H4. 5. 29 (金) ⑤

2791^P-1/3

⑤ 2764^P-1/2 末

⑤ 2764^P-1/2 末
~ 2721 9

解説 ⑤ 2789 末
参考文献
前頁 53
この頁 20 行

た ~~と~~ 高 ~~い~~ 建物 ~~だ~~ った ~~よう~~ だ ~~や~~
も 高 ~~い~~ 建物 ~~だ~~ った ~~よう~~ だ ~~や~~
平安初期の天禄元年(九七〇)に源為憲が
あらわした日口遊 ~~に~~、
「雲太、和ニ、京三」
とある。
これは、
「雲太郎、和二郎、京三郎」
の略で、
出雲大社が太郎、東大寺
の大仏殿が二郎、宮城内の大極殿が三郎、
山本信哉博士は、
「出雲大社の本殿の平面が大仏殿の平面よ
り ~~大~~ かったとは ~~どう~~ 到底考えられな
い、この太郎、二郎、三郎の順序はその高さを
いっ たものであ ~~ら~~ う。また、東大寺
大仏殿の高さは、~~は~~ 棟高十五丈であつ
たと古記録に見える。したがって、それよりも高
い出雲大社本殿の棟高は、~~は~~ 棟高十五丈を越える
遊 ~~に~~ が考え出されたころには十五丈を越える
ものだったのだらう」

日本社 485P
竜 類 広

④ 2777P
出雲大社 153P
日本社 485P

1110年 平安時代
玄 2443P
2.791-2/3

2777P
39P

か 356P

こ 356P
か 356P

15丈
15丈

「出雲」毎月739P
15丈 15丈

正殿式 16丈
2764-32

ものになければならない

という。「出雲大社」千家尊統、学生社、

一四九一五〇頁参照

出雲国司であった藤原家保は天仁三

年（一一一〇）の日記に「造営用材として長

十五丈柱口一丈五尺の大木があったと書き留めており、中古の

正殿式（十六丈）の傍証として建築史学的にも

その蓋然性が説かれる。

さらに、平安時代の官符に「天下無雙え大

慶、国中第一之霊神也」と

と称えられている。「出雲」毎日グラフ別冊、昭和六年、三八七九頁

異論がない訳でもないが、平安時代初期

後半にかけての頃にはまだ、出雲大社の本殿

は東大寺大仏殿よりも高く、十六丈あった

のだらうと推察される。

平安時代末期の建久元年（一一九〇）造替

においても正殿式の神殿が造営された。

しかし、鎌倉時代中期の後堀河天皇嘉祿三

年（一二二七）には仮殿が造営され、其後修

理竟の如くならず、衰頽した。

但し、江戸時代前期の寛文七年（一六六七）

大鹿山 - 世代あり 25才 3350 3/5
 H30(2018)7.12 1579 = 19,256 1969
 ~7/14 (4回) 3002 - 1/4 7/14 1579

同文 2764 1/2
 H30(2018)7.18 2483 ~ 2791 3/3
 2,791 - 3/3
 2764 1/2 同文

H31(2019)2.14(木) ~ 2.14(3回)
 令和元(2019)7.21(日) ~ 7.21(3回)
 令和2(2020)3.3(火) ~ 3.5(4回)
 令和2(2020)11.12(木) ~ 11.15(4回)

1/5 下 1/14
 1/13

の造営の時には正殿式(八丈)だ
 つたといひ、第六十八代国造尊光の
 国造館日誌のなかに収められてゐる寛文造営
 の記録は、関係学者の注目するところとなつ
 てゐる。(「出雲大社」千家尊統、学生社、一四八頁。
 「日本社寺大観」名著刊行会、「出雲大社」参照)
 御本殿は、江戸時代中期の延享元年(一七四
 四)に改築されたもので、二六間四面(一〇
 ・ハ、ト、四、方)、高さ八丈(約二四呎)であり
 千木や堅魚木をもつ、床の高い、白木造りの
 殿舎である。(第四十五章人雄渾な出雲大社
 の項において既述)

出雲大社
 198
 148